

盛岡地方法務局水沢支局 標準文書保存期間基準

令和7年8月1日以降に作成・取得した文書に適用する

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	(規則別表1の関連事項)	
				大分類	中分類	名称(小分類)					
24	支局訟務に関する訓令、通達その他例規	訟務に関する訓令、通達その他例規類	・訟務に関する訓令、通達その他例規類	支局(水沢)	例規集	〇〇年度訟務に関する法令及び訓令、通達その他例規類	30年	廃棄			
25	支局個人及び法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯(本案訴訟事件のうち処理を担当した実施事件に限る。)	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件)	弁論関係書類	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄	事件記録編成要領第3の1の第1分類	
			②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書	支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件)					
			③書証 ・証人等調書	支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件)	証拠関係書類	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄	事件記録編成要領第3の2の第2分類		
		(2)(1)に掲げられた業務の区分のうち訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯に当たらないもの	訴訟代理権及び訴訟費用等に関する文書	・指定書・選任書・訴訟代理権消滅通知書 ・手納金・保証金及び配当金に関する書類	支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件)	その他の書類	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄	事件記録編成要領第3の3の第3分類	
			(3)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯(本案訴訟事件以外で処理を担当した事件に限る。)	①訴訟の提起に関する文書	・訴状 ・期日呼出状	支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件以外)	事件記録	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	廃棄	
				②訴訟における主張又は立証に関する文書	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論調書	支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件以外)				
		③書証 ・証人等調書		支局(水沢)	事件記録(本案訴訟事件以外)						
		国又は行政庁等を当事者とする訴訟	訴訟追行を補助する文書	・事件打合せ及び事実調査に関する書類 ・決裁文書 ・本局・支局間の通知 ・その他事件に関する書類等	支局(水沢)	訟務一般	事件記録補助書類	訴訟が終結する日に係る特定日以後1年	廃棄		
26	支局訟務に関する事項	訟務に関する事項	(1)会同に関する文書	・各種会同・打合せ会・研修等に関する文書	支局(水沢)	訟務一般	〇〇年度会同・打合せ会(訟務)	5年	廃棄		
		(2)訟務に関する文書	・訟務に関する文書	支局(水沢)	訟務一般	〇〇年度庶務関係書類(訟務)	1年	廃棄			
備考 本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。											

(注) 法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。

※参考事項欄に記載する根拠法令の略語について
「局文管規則」…盛岡地方法務局文書取扱規則
「人事」…人事院規則
「局戸籍処理規程」…盛岡地方法務局戸籍事務等処理規程
「局戸籍取扱準則」…盛岡地方法務局戸籍事務取扱準則
「局国籍処理要領」…盛岡地方法務局国籍事務処理要領
「供規」…供託規則
「供準」…供託事務取扱手続準則
「局供託規程」…盛岡地方法務局供託事務取扱規程
「抵細」…抵当証券法施行細則
「公証人規則」…公証人施行規則
「表示要領」…盛岡地方法務局不動産表示登記事務取扱要領
「局自動車規程」…盛岡地方法務局自動車管理及び使用規程に関する訓令
「不登規」…不動産登記規則
「商規」…商業登記規則
「遺準」…遺言書保管事務取扱手続準則